

4.3 土壌汚染

4.3.1 土壌汚染

(1) 現況調査

ア. 地歴の状況

計画地及びその周辺の住宅地図の変遷は、図 4.3.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

計画地は、1932年（昭和7年）頃から建物、耕作地、空地が確認されており、1959年（昭和34年）頃から、ワイヤーロープ株式会社、日本電線株式会社、1972年頃（昭和47年頃）から商号変更となり曽根ロープエ業株式会社の工場・事業場が立地した。その後、北側の区画には2005年～2019年にかけてアミューズメント施設が立地し、現在は平面駐車場として利用されている。南側の区画は2022年頃から住居として利用されていた。

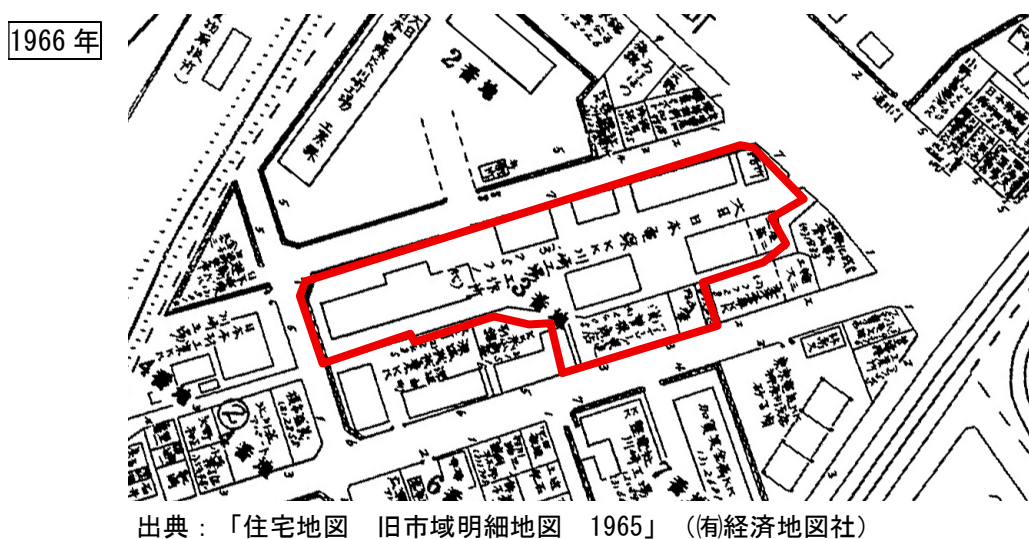
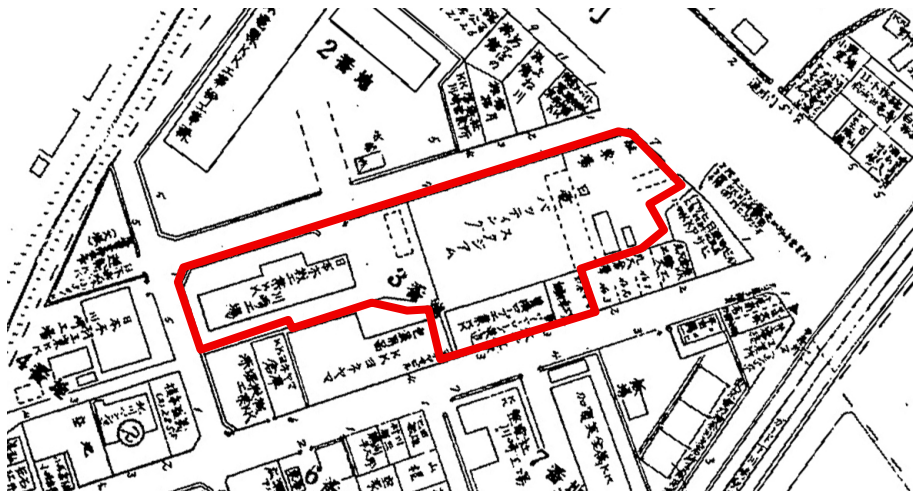


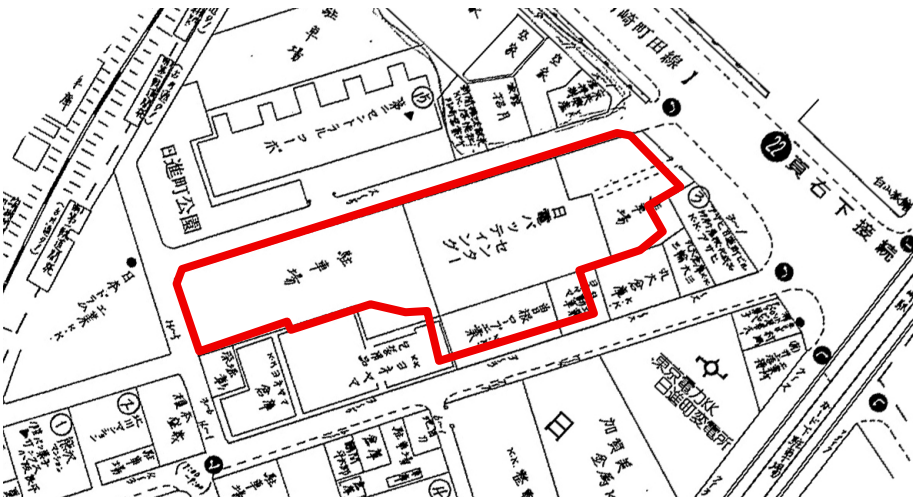
図 4.3.1-1(1) 計画地及び周辺の住宅地図（1958、1962年）

1972年



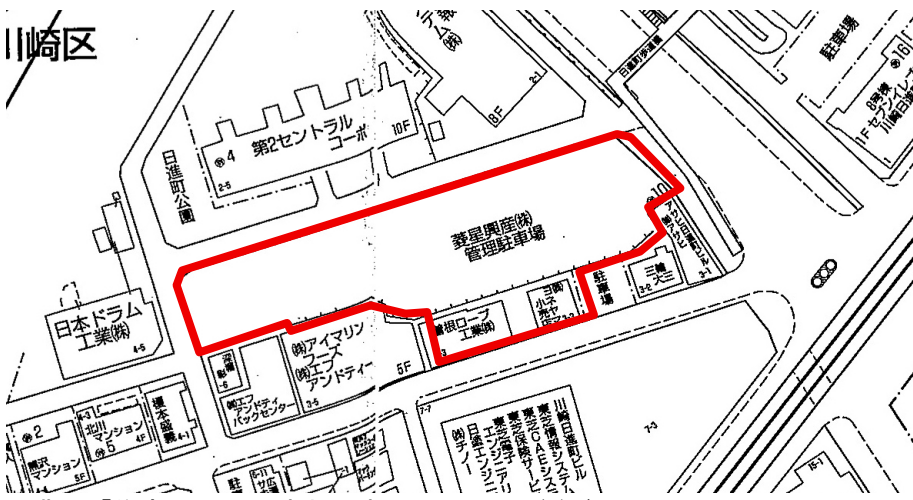
出典：「住宅地図 川崎市明細地図 1972」(有経済地図社)

1984年



出典：「住宅地図 川崎区明細地図 1984」(有経済地図社)

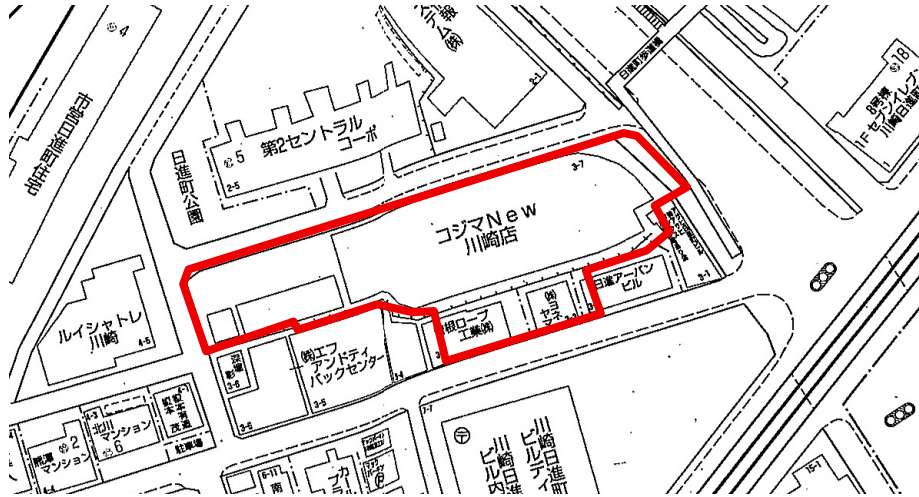
1995年 川崎区



出典：「住宅地図 川崎市川崎区 1995」(株ゼンリン)

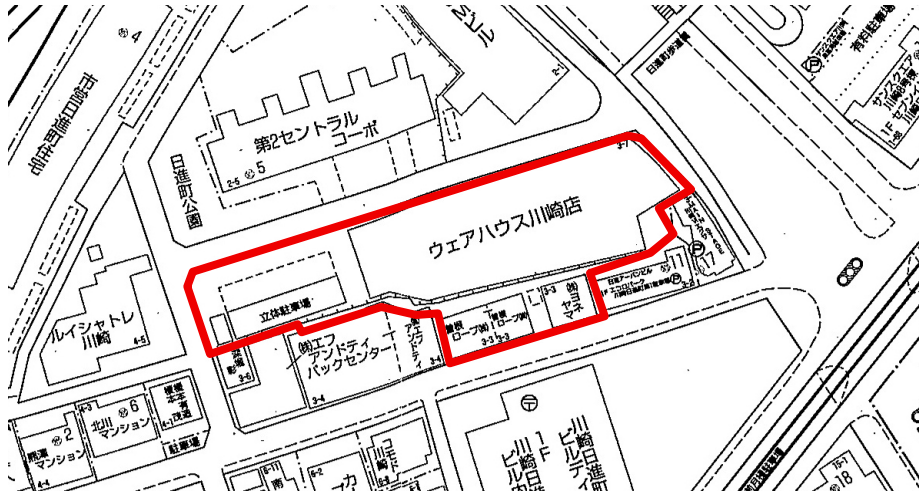
図 4.3.1-1(2) 計画地及び周辺の住宅地図 (1974、1984、1995年)

2005年



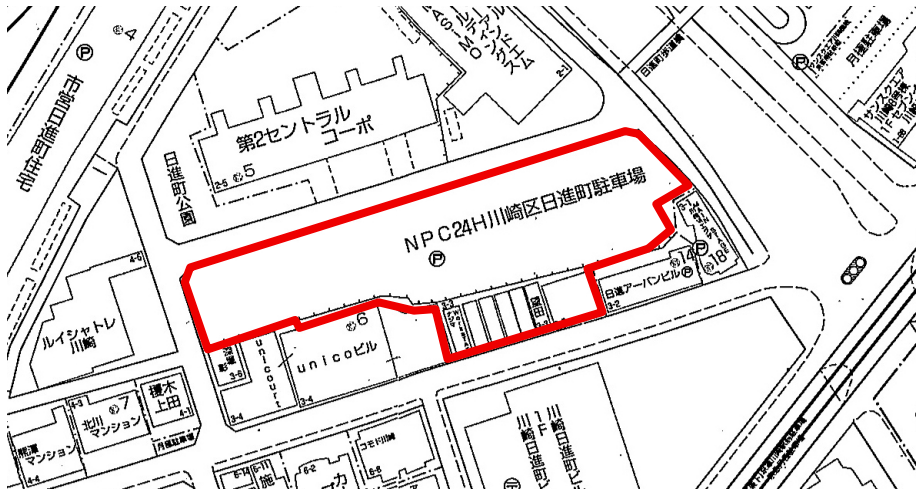
出典：「住宅地図 川崎市川崎区 200506」（株ゼンリン）

2015年



出典：「住宅地図 川崎市川崎区 201505」（株ゼンリン）

2025年



出典：「住宅地図 川崎市川崎区 202505」（株ゼンリン）

図 4.3.1-1(3) 計画地及び周辺の住宅地図（2005、2015、2025年）

イ. 土壌汚染の状況

計画地において自主的な土壌汚染調査を行っており、その結果、一部において、鉛（溶出量、含有量）、ふっ素（溶出量）で基準不適合が確認されている。基準不適合である箇所（箇所）の土壌については、今後、土壌汚染対策法に基づき対策が行われる。

(2) 予測及び評価

ア. 予測

土壌汚染状況調査の結果、鉛（溶出量、含有量）、ふっ素（溶出量）で基準不適合が確認されており、それらの汚染土壌は土壌汚染対策法に則り、適切な防止措置を実施する。

本事業に伴う掘削工事に際して、新たな汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法に則り、適切な飛散・拡散防止対策を実施することから、汚染土壌が計画地周辺に拡散することはないと予測する。

イ. 評価

土壌汚染状況調査の結果、鉛（溶出量、含有量）、ふっ素（溶出量）で基準不適合が確認されており、それらの汚染土壌は土壌汚染対策法に則り、適切な防止措置を実施する。

本事業に伴う掘削工事に際して、新たな汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法に則り、適切な飛散・拡散防止対策を実施することから、汚染土壌が計画地周辺に拡散することはないと予測する。

以上のことから、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺に影響を及ぼすことはなく、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないと評価する。